点呼の実施及び記録

●乗務前点呼

管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次の各号について報告を求め、運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならないものとする

乗務開始前点呼記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

●乗務終了後点呼

管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面(運行上や むを得ない場合は電話その他の方法)で乗務後の点呼を行うものとする。

乗務終了後点呼記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、 番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無口. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

●乗務途中点呼(中間点呼)

管理者は、乗務前及び乗務後に点呼のいずれも対面で行うことができない 乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少な くとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求 め、車両の安全を確保するために必要な指示をしなければならないものとす る

乗務途中点呼(中間点呼)記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、 番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- (7) 運転者の疾病、疲労、の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

※参考

- ①「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前 点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場 合等をいい、車庫と営業所が離れている場合又は早朝・深夜等において点呼執行者 が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」に該当しない。
- ②「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。
- ③「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3 mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度0.15 mg/l 以上であるか否かは問わないものである。
- ④運行管理補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

●取り組みのポイント

○点呼の実施時期について

乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対し、対面点呼を行う。 また、乗務開始点呼と終了点呼が対面で行えない場合は、乗務途中において、少なく とも1回電話による点呼を行う(その際の乗務開始・終了点呼は電話にて行う)。

①乗務前点呼

乗務前点呼について、深夜・早朝時、既に車庫から乗務している運転者に対する 電話点呼は、対面点呼の執行になりません。この場合、無点呼で乗務を開始してい ることから乗務途中での点呼となり乗務前点呼にも該当しません。あくまでも、乗 務を開始する前に対面点呼を行って下さい。又、乗務途中の運転者が休息期間を終 了して、また乗務を開始する時には、乗務前点呼が必要になります。

②乗務後点呼

乗務後点呼については、営業所の車庫に帰って来て完全に乗務を終了した運転者に対して行うものか、出先での乗務を終えて、これから完全に休息期間に入る運転者に対して行う点呼を言います。荷主に到着した時点や、休憩に入る前の点呼は乗務後の点呼とはなりません。又、遠隔地で乗務が終了する際は、電話にて終了点呼を行います。

③中間点呼

中間点呼については、乗務開始と乗務終了の点呼がいずれも対面で行うことがきない電話点呼の場合は、乗務の途中で少なくとも1回電話により点呼を行うこととされています。したがって、中間点呼を実施する日は少なくとも3回は点呼が必要となります。

○点呼記録簿の記入について

- ①乗務開始の点呼記録があれば、必ず、乗務後の点呼記録がなければなりません。 どちらか一方のみの記録は不適切です。乗務開始後、1日の運行(乗務開始後2 4時間で暦ではありません)の中で最低2回(乗務開始点呼・終了点呼)の点呼 か必要となります。
- ②乗務前点呼、乗務後点呼がいずれも電話点呼の場合には、中間点呼の記録が必要です。この際は1日の運行で最低3回の記録が必要になります。
- ③ 1泊2日以上の運行で、出先での乗務後点呼の記録を電話点呼で行った場合には、 翌日の乗務前点呼は電話点呼の記録になります。又、車庫に帰って来て完全に乗 務を終了した際の乗務後点呼を対面点呼で行った場合には、翌日の点呼が電話点 呼となることはありません。

※休息期間とは拘束時間終了後、継続8時間以上の休息期間が必要です。 ※改善基準告示を遵守した運行が点呼を実施するためにも必要となります。休息期間がない場合等は適正な点呼が行えません。

○点呼実施の順序

日常点検の実施(運転者) → 点呼 → 出庫 → 帰庫 → 点呼

補 助 者 の 選 任

1人の運行管理者が毎日24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理業務を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

運行管理者が実施できる業務のうち、点呼に関しては、原則として運行管理者が実施しなければならないものの、一部は補助者が実施することが可能です (少なくとも運行管理者が3分の1を実施しなければなりません。)。

また、運行指示書及び運行表については、運行指示書及び運行表の計画立案は運行管理者自ら作成しなければなりませんが、資料作成や運転者への伝達行為については補助者が実施することが可能です。

事業者が補助者を選任する場合には、以下の点に留意して下さい。

①補助者は運行管理に関する知識を有するなど運行管理者に準じる者であること。

補助者は、運行管理業務の一部を補助するので、運行管理に関する知識を有し、また、営業所内の地位も運転者を指導監督するにふさわしい、運行管理者に準じる要件を備えている者である必要があります。このため、補助者となるためには、次のいずれかの要件に該当していることが必要です。

- イ) 運行管理者資格者証を取得していること
- ロ) 初めて運行管理者になる者を対象に開講している機構の運行管理 者基礎講習を受講していること
- ②補助者の地位と職務権限は運行管理規程等において明確にしておくこと。 補助者を選任した場合は、運行管理者の業務の一部を補助させるうえで、 その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定しなければなりませ ん。
- ③補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること 補助者の数については、運行管理業務を円滑に行うことができるよう業 務の量などを十分に考慮した数である必要があります。

1日運行の場合(運行指示書不要)

会社名	㈱〇△運輸	運転者名	適正 太郎	雷仁口	亚弗〇年〇月1日
営業所名	〇〇営業所	車番	宇都宮 11 あ 1234	運行日	平成し年し月1日

		時 間	1	2	3	4	5	6	- /	8	9	10	11	12	13	14	15	16	1/	18	19	20	21	22	23
	運転の閉	開始·終了·経過地点						車			荷積。	<i>7</i>					荷卸し				車				
	及び運	E転手の交代地点						庫			100						××市 ××工場	,			庫				
第	労働	運転	I	П						+															
	時間	運転以外の業務	I	П				Н													П				
l '	休	憩 時 間	I	П											\blacksquare										
日	休	息時間																							
	休憩・	休息の地点名													××	市									

平成〇年〇月1日 月曜日 晴れ

点呼記録表 運行管理者

印

乗							乗矟	前,	点呼	<u>i</u>					₹	€務:	途中	点	乎						乗剤	發.	点呼			
務	車両	運転者名	点呼	方法	W. I	点呼	検知器の使用	酒気帯びの有	日常点 ねの確	疾病・ 病労等	点呼	指示事項	点呼	方法	从叶	検知器の使用	酒気帯びの有	疾病· 疲労等	点呼	指示事項	点呼	方法	M(4.)		検知器の使用	酒気帯びの有	疾病· 疲労等	点呼	自動車·道 路·運行状	運転者 交替時
前			面	電	場所	時間	の有無	無	認	の状況	執行者	カッチツ	面	電	時間	の有無	無	の状況	執行者	カッチツ	面	電	場所	時間	の有無	無	の状況	執行者	況等の報告	の通告 内容
点呼	1234	適正	0		営業所	5:20	有	無	0	0	Α	スピード 注意									0		営業所	19:25	有	無	0	В	異常なし	なし
事										_		71.6															_			\vdash
項																														

1泊2日運行の場合(運行指示書不要)

会社名	㈱○△運輸	運転者名	適正 太郎	運行日	平成〇年〇月1日 ~ 平成〇年〇月2日
営業所名	〇〇営業所	車番	_{宇都宮} 11 あ 1234	浬1」口	干成○平○月1日 ~ 干成○平○月2日

		時 間		1	2	2	3	4	ţ)	6	- /	8	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	運転の限	開始・終了・経過地	点														車								存	苛卸し			
	及び選	運転手の交代地点															庫								ΔΔ	市 Δ	工場		
第	労働	運転																											
4	時間	運転以外の第	美務																										
Ι'	休	憩 時 間																											
日	休	息時間																											
	休憩•	休息の地点	名																		C	〇市						ххī	ħ

		時間	1		1	2	3	4	. 5	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	運転の限	開始·終	了·経過地点				⊚ 市										9				荷卸し						車	
	及び選	壓転手の	交代地点				市									ī	ħ				ホ ロエ	場					庫	
第	労働		運転	\pm																			L					
2	時間	運転以	人外の業務													L												
_	休	憩	寺 間																			I						
日	休	息	寺 間				Η			ŧ																		
	休憩•	休息の	D地点名				_				0	市		-	-								市					

平成〇年〇月1日 月曜日 晴れ

点 呼 記 録 表

運行管理者

印

乗							乗務	前,	点呼						勇	長務	途中	·点·	乎						乗務	務後,	点呼			
務	車両	運転者名	点呼			从叶	検知器の使用		日常点 検の確		点呼	指示事項	点呼		ボドナ		パの右	疾病· 疲労等	点呼	指示事項	点呼		点呼			酒気帯	疾病· 疲労等	, z	自動車・道	V H M
前			面	電	場所	時間	の有無	無		の状況	執行者	旧小平坝	面	電	時間	の有無	無	の状況	執行者	旧小子员	面	電	場所	時間	の有無	無	の状況	執行者	況等の報告	の通告 内容
点呼	1234	適正	0		営業所	10:52	有	無	0	0	Α	スピード 注意										0	◎市	0/2 2:35	有	無	0	В	異常なし	なし
事項																														

平成23年〇月2日 火曜日 晴れ

点 呼 記 録 表

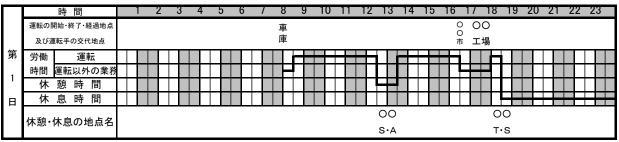
運行管理者

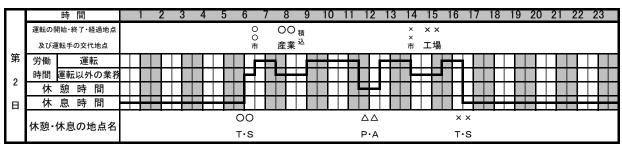
印

乗							乗剤	所,	点呼	<u>i</u>					₹	€務:	途中	点响	乎						乗剤	务後,	点呼			
務	車両	運転者名			点呼	点呼		酒気帯びの有		疾病· 疲労等	点呼	指示事項	点呼		ボザ		オペルモ	疾病· 疲労等	点呼	指示事項	点呼		点呼	点呼	検知器 の使用	酒気帯 びの有	疾病· 疲労等	点呼	自動車·道 路·運行状	運転者 交替時
前			面	電	場所	時間	の有無	無		の状況			面	電	時間	の有無	無	の状況			面	電	場所		の有無		の状況	執行者	況等の報告	の通告 内容
点呼	1234	適正		0	◎市	10:57	有	無	0	0	Α	交差点 徐行									0		営業所	22:15	有	無	0	В	異常なし	なし
事項																														

2泊3日運行の場合(運行指示書必要)

会社名	㈱〇△運輸	運転者名	適正 太郎	運行日	平成〇年〇月1日 ~ 平成〇年〇月3日
営業所名	〇〇営業所	車番	_{宇都宮} 11 あ 1234	连1]口	一





Г	時 間	1	2	2 ;	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	運転の開始・終了・経過地点					×			00									Ē							
	及び運転手の交代地点					市			市						市			<u>Jī</u>	Ē						
第	労働 運転					L																			
2	時間 運転以外の業務					Н																			
١	休 憩 時 間									Н				Ŧ											
日	休息時間																								
	休憩・休息の地点名				×	×				00)														
	体忠・体总の地点名				Т	·s				P•/	١.			S	·A										

平成〇年〇月1日 月曜日 晴れ 点 呼 記 録 表

運行管理者 A

印

乗							乗務	前,	点呼						勇	€務:	途中	点。	乎						乗剤	務後,	点呼			
務	車両	運転者名	点呼			从叶	検知器の使用		日常点 検の確		点呼	指示事項	点呼		从叶		パの右	疾病· 疲労等	点呼	指示事項	点呼		点呼			酒気帯	疾病· 疲労等	点呼	自動車・道	運転者 交替時
前			面	電	場所	時間	の有無	無		の状況		カッチツ	面	電	時間	の有無	無	の状況		カッチが	面	電	場所	時間	の有無	無	の状況	執行者	況等の報告	の通告 内容
点呼	1234	適正	0		営業所	7:50	有	無	0	0	Α	スピード 注意										0	OO TS	18:45	有	無	0	В	異常なし	なし
事項																														

平成23年〇月2日 火曜日 晴れ 点呼記録表

運行管理者 A 印

垂							乗矟	前,	点呼						手	€務:	途中	点	乎						乗剤	務後,	点呼			
乗務	車両	運転者名		方法		从时	検知器 の使用	酒気帯 びの有	検の確	疲労等	点呼 執行者	指示事項	点呼	-	点呼時間	検知器 の使用	びの有	疲労等	点呼 執行者	指示事項	点呼	方法	点呼 場所	从叶	の使用	酒気帯 びの有	疲労等	点呼 執行者	自動車·道 路·運行状	運転者 交替時 の通生
前			面	電	物別	H-43 [111]	の有無	無	認	の状況	\$X1111E		面	電	h44 [H]	の有無	無	の状況	\$X11/E		面	電	الالوط	h43 [H]	の有無	無	の状況	\$X1111B	品・連行4人 況等の報告	内容
点呼	1234	適正		0	OO TS	5:40	有	無	0	0	Α	交差点 徐行		0	12:25	有	無	0	В	車間距離 保持		0	× × TS	16:45	有	無	0	В	異常なし	なし
事項																														
																														oxdot

平成23年〇月3日 水曜日 晴れ

点 呼 記 録 表

印 運行管理者 A

乗務前	車両	運転者名	乗務前点呼									乗務途中点呼								乗務後点呼										
			点呼	方法	点呼	点呼 点呼 場所 時間	検知器 の使用 の有無		検の確	疾病・ 疲労等 の状況	点呼 執行者	指示事項	点呼				酒気帯 が びの有 娘 無 の	疾病· 疲労等	点呼 執行者	指示事項	点呼					酒気帯 びの有 無	疾病・ 疲労等 の状況	点呼 執行者	自動車・道 路・運行状 況等の報告	運転者 交替時 の通告 内容
			面	電	場所								面	電	時間	の有無		の状況			面	電	場所	時間						
点呼声	1234	適正		0	×× TS	3:55	有	無	0	0	Α	正しい合図									0		営業所	17:50	有	無	0	В	異常なし	なし
事項																														